

これからの時代にあった
「かかりつけ薬局」
になるために



患者のための薬局ビジョンを
推進する政策から読み解く
“3つのつながり”

1. 「患者のための薬局ビジョン」とは？

1. 策定に至った背景
2. ビジョン実現のための示された3つの基本的な考え方
3. 実現したい薬局の姿

2. ビジョンの実現を推進する政策

1. 立地から機能へ
2. 対物業務から対人業務へ
3. バラバラから一つへ
4. 業務効率化

3. これからの薬局に重要な「3つのつながり」

1. 患者とのつながり
2. 地域とのつながり
3. 業務とのつながり

Appendix

1. Pharmsのご紹介
2. 参考資料

※ 本資料は2021年4月27日時点の公表データ及び弊社サービス内容を元に作成された資料となっております。

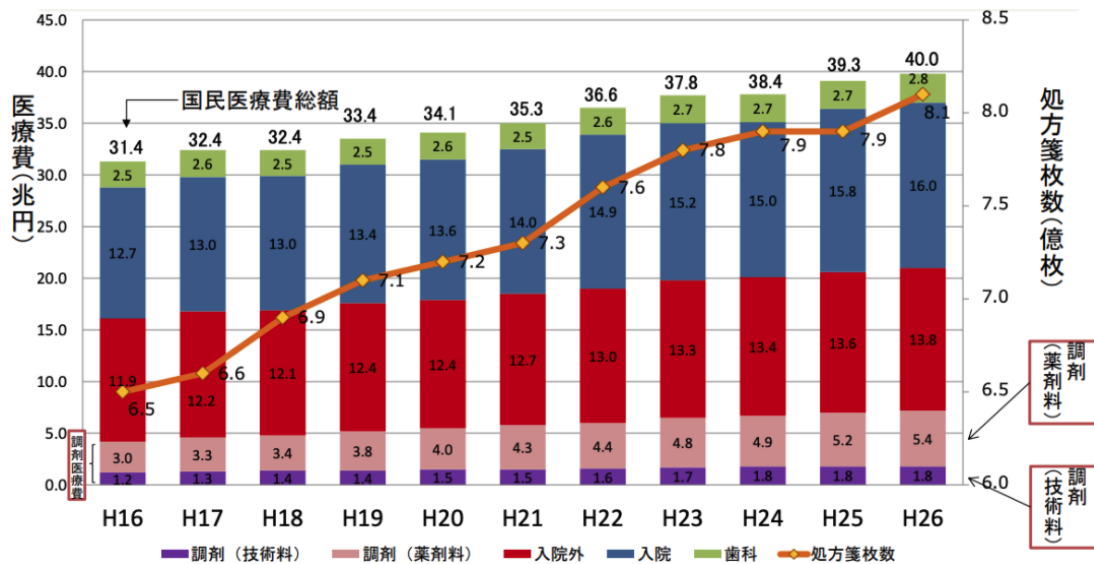


「患者のための 薬局ビジョン」とは？

「患者のための薬局ビジョン」は2015年に厚生労働省が策定したもので、患者本位の医薬分業を実現する上で薬局に求められる機能とあるべき姿が示されています。現在の薬局・薬剤師における課題とこれからの期待について、具体的な機能や行動も盛り込まれています。2015年以降の調剤報酬改定などの政策はこのビジョンを軸に行われており、このビジョンやその背景を理解した上で、患者本位の薬局経営を行っていくことが重要と考えられています。

策定に至った背景

医薬品の適正使用を目的に医薬分業は政府主導で推進されてきました。処方箋の受取率が2014年度（ビジョン策定の前年）には68.7%、2019年度には74.9%と増加し実現が進んでいます。しかしながら、医療機関の周辺にいわゆる門前薬局が乱立し、医薬品の適正使用をするために必要な患者の服薬情報の一元的な把握が出来ていないため、本来求められていた医薬分業における薬局の役割が十分に発揮されていないと問題視されています。また、医薬分業の推進により調剤医療費は増加を続け、患者の医療費負担も大きくなっていますが、これらの負担増に見合うサービスの向上や分業の効果が実感できていないという議論もなされています。厚生労働省は本来の医薬分業に立ち返り、薬局を患者本位のかかりつけ薬局へ再編する事を目的とした「患者のための薬局ビジョン」を策定しました。



医療費の動向、調剤医療費の動向（保険局調査課）、社会医療診療行為別調査（大臣官房統計情報部）を基に作成 4

引用：患者のための薬局ビジョン 参考資料

ビジョン実現のための示された3つの基本的な考え方

「患者のための薬局ビジョン」では、患者本位の医薬分業を実現するためにビジョン全体を貫く3つの基本的な考え方を示しています。この考え方は、現在の薬局をかかりつけ薬局に再編するための道筋を示しており、これらの方針に沿った調剤報酬の評価や見直しなどが継続して行われています。この動きは薬局の収益に対して大きなインパクトを持つため、ビジョンに沿った運営体制へと転換することがこれからの薬局経営にとって重要と言えます。

1. 立地から機能へ

いわゆる駅前薬局といわれる、「医療機関から近い」ことで選ばれる薬局から提供する機能によって選ばれる薬局へと変わる必要があることを示しています。具体的な機能としては、薬剤師としての専門性を活かした薬物治療への関与、24時間対応・在宅対応などが示されており、地域の患者・住民のニーズに幅広く応えることが期待されています。

2. 対物業務から対人業務へ

専門性やコミュニケーション能力の向上を通じて、薬剤の調製などの対物中心の業務から、患者・住民との関わり度の高い対人業務へとシフトを図ることを求めています。対人業務の例としては、その専門性を生かした処方医へのフィードバックや疑義照会、また患者とコミュニケーションを取ることによる残薬解消や飲み合わせリスク解消などが挙げられます。これらを実現するために、専門性を更に向上するための研修機会の提供やコミュニケーション能力の向上も同時に必要であるとされています。

3. バラバラから一つへ

患者が医療機関ごとに薬局を変えるのではなく、一つの薬局・薬剤師をかかりつけとして選択することで、服薬指導が一つにまとまり、飲み合わせの確認や残薬管理など安心して薬物療法を受けることができる状態へ変わることを目指しています。またこれらを実現した先に、かかりつけ医を始めとした多職種・他機関と連携して地域包括ケアの一翼を担う存在となることが期待されています。

実現したい薬局の姿

「患者のための薬局ビジョン」では、これらの3つのアクションを経て、薬局が地域包括ケアの一翼を担う存在へと変わることを目指しています。日本では急速な高齢化が課題となっており、その中でも国民一人ひとりが自分らしい暮らしを最期まで続けられるために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が推進されています。その中で薬局・薬剤師に対して期待する役割が2025年、2035年のタイムラインで示されています。

2025年 全ての薬局をかかりつけ薬局へ

すべての薬局がかかりつけ薬局になること、そして薬剤師の業務が患者が医薬分業のメリットを実感できるような対人業務へのシフトが進むことを目指しています。具体的には服薬情報の一元的・継続的把握、24時間対応・在宅対応、医療機関を始めとする関係機関との連携が示されており、その手段としてICTの活用も重要であるとされています。また、かかりつけ薬局としての機能だけではなく、健康サポート機能や高度薬学管理機能など、役割の拡大にも言及されています。

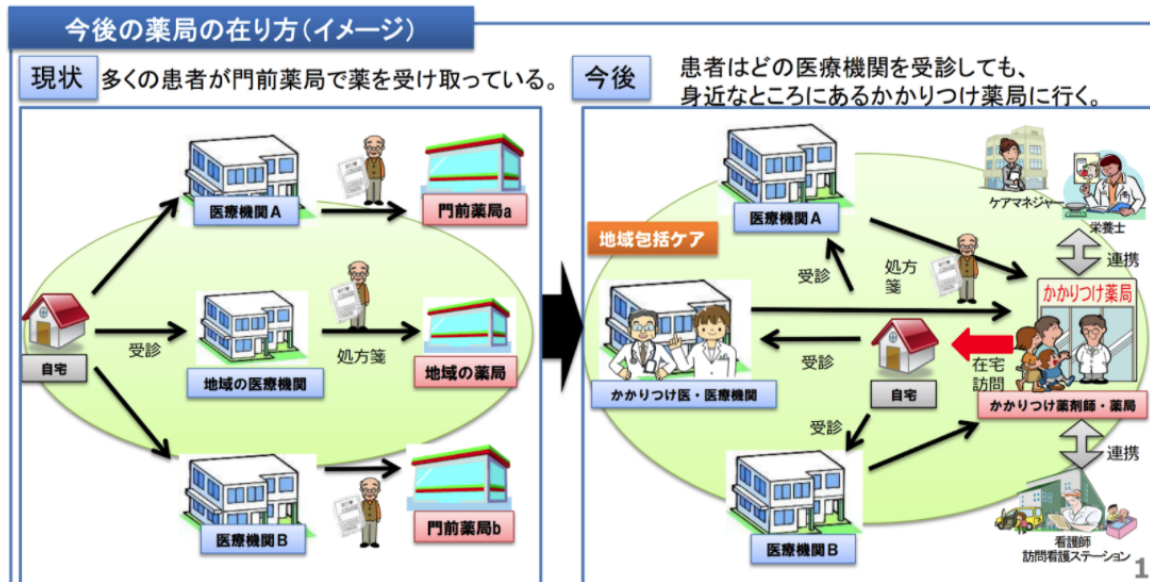
2035年 地域包括ケアの一翼を担う存在へ

団塊の世代が85以上に到達する2035年には2025年よりも更に高齢化は進むと予想されており、財政困難や人材不足など様々な問題が懸念されています。これらの懸念に対して、地域における病床必要量を定める「地域医療構想」の策定と実現や、一般的な外来受診をかかりつけ医が担うシステムの普及と定着等、医療全体で改革が進められていきます。

その中で、薬局も患者に身近な日常生活圏域単位で地域包括ケアの一翼を担うことを期待されています。現在は大病院に隣接した薬局を中心に、建て替え時期等を契機に立地を地域へ移行していくことも必要であるとされています。

実現したい薬局の姿

▼今後の薬局のあり方のイメージ



引用：患者のための薬局ビジョン 概要



ビジョンの実現を 推進する政策

「患者のための薬局ビジョン」は目指すべき薬局の姿とそのために必要な変革を示すものでした。実際にそれを実現するためには自治体による政策の推進と、薬局の自身の取り組みが必要です。ここではその中から、「患者のための薬局ビジョン」で挙げられた3つのアクションを軸にしながらそれぞれの政策を解説していきます。

主要な政策年表

2015

「患者のための薬局ビジョン」策定

2016

平成28年度 調剤報酬改定

2018

平成30年度 調剤報酬改定

2019

0402通知

調剤業務のあり方について

法制度改正

改正薬機法 成立

2020

令和2年度 調剤報酬改定

2022

令和4年度 調剤報酬改定（予定）

2025

目指す姿

”全ての薬局をかかりつけ薬局へ”

2035

目指す姿

”立地も地域へ”

「立地から機能へ」を推進する政策

代表的な政策の一つが、薬機法改正による認定薬局制度の導入です。かかりつけ薬剤師・薬局としての機能を備える地域連携薬局、高度薬学管理機能を備える専門医療機関連携薬局の2つの認定薬局が導入されました。それぞれ認定の基準があり、要件を満たし都道府県の知事の認定を受けることが出来れば、名称を表示することが出来ます。

開始は改正薬機法が施行される2021年8月1日を予定しており、これにより患者が薬局を立地ではなく機能で選択することが期待されています。また、薬局がこれらの認定を受けるために基準を満たそうと動くことで、薬局の機能が強化されていくことも期待されていると考えられます。

また、調剤報酬改定では、処方箋集中率が高い薬局の評価を見直し、調剤基本料を下げる動きが続いています。2020年度は調剤基本料2の対象範囲が拡大、特別基本料の対象となる集中率の基準も95%から70%に下がり、同時に点数も下がっており、年々評価が低くなってきています。

▼主な政策

調剤報酬改定

「地域支援体制加算」の新設
「かかりつけ薬剤師指導料」の新設
「かかりつけ薬剤師包括管理料」の新設

改正薬機法

認定薬局制度の導入

「対物業務から対人業務へ」を推進する政策

調剤報酬改定では対物業務の評価見直し、対人業の評価拡充が進んでいます。令和2年度の改定では、がんや喘息、糖尿といった症状を持つ患者へ提供する業務の評価を拡充した一方で、調剤料や調剤基本料は点数の引き下げが行われています。また、それ以前の改定でも一貫して同様の傾向はあり、「調剤料」や「一包化加算」といった点数の適正化・引き下げ、「薬剤服用歴管理指導料」や「調剤後薬剤指導管理加算」といった点数引き上げ・新設が行われています。

また、薬機法改正では、オンライン服薬指導の解禁と服薬中のフォローアップ義務化が行われました。ICT（情報通信技術）が進化する中で、活用をしながら患者へ提供する価値を高めていくことが求められています。

▼主な政策

調剤報酬改定

「調剤基本料2」の範囲拡大
 「調剤料」の引き下げ
 「一包化加算」の引き下げ
 「薬剤服用歴管理指導料」の評価
 「地域支援体制加算」の新設
 「薬剤服用歴管理指導料4」の新設
 「調剤後薬剤指導管理加算」の新設

改正薬機法

オンライン服薬指導の解禁
 服薬中のフォローアップを義務化

「バラバラから一つへ」を推進する政策

かかりつけ薬局として継続的に患者の服薬情報を管理する薬局を評価するための調剤報酬の新設・点数引き上げが行われています。例えば、2016年の改定では「かかりつけ薬剤師指導料」が新設され、その後も改定の度に点数が引き上げられています。一方で、かかりつけ薬局としての機能を有していない、処方箋の応需が特定の医療機関に集中している薬局については調剤基本料が低く評価されており、かかりつけ薬局への転換を促しています。

また、改正薬機法では、薬局が地域包括ケアの一翼を担う存在となるために新たに努力義務化・義務化が行われました。処方医等に対するフィードバックの努力義務化はその一つであり、これまでよりも一層、薬局が医療機関や介護施設等との連携を深めていくことが期待されています。

▼主な政策

調剤報酬改定

「地域支援体制加算」の新設
「かかりつけ薬剤師指導料」の新設
「かかりつけ薬剤師包括管理料」の新設
「薬剤総合評価調整管理料/加算」の新設
「服用薬剤調整支援料」の新設

改正薬機法

処方医へのフィードバックを努力義務化
お薬手帳を活用した服薬指導の義務化

調剤業務の効率化

薬局の機能強化、対人業務へのシフトなどの変革を実現するためには、それ自体の取り組みだけではなく、現在の薬剤師の業務を効率化することも必要不可欠であるとされており、制度改革が進められています。その一つが2019年4月に「調剤業務のあり方について」というタイトルで発出されたいわゆる「0402通知」です。薬剤師が最終的な確認を行うことや機械的な作業であること、患者に危害の及ぶことがないこと等を条件に、薬剤師以外の者が調剤業務をすることが可能であることが示されています。

また、ビジョン策定時から一貫して、ICT（情報通信技術）を活用した対物業務効率化の重要性が示されています。オンライン資格確認や電子処方箋など、新たな取組もスタートしています。

まとめ

以上が、患者のための薬局ビジョン実現を推進する政策でした。上記以外にも、ビジョンで示された薬局のあり方を実現するために、予算を投じて様々な取り組みを実行していくことも検討されています。

その中でも、調剤事業の売上に大きなインパクトを与える調剤報酬改定は、薬局を経営するにあたっては重要な政策です。かかりつけ薬局の評価引き上げ、そして門前薬局の評価引き下げという大きなトレンドを踏まえた上で、立地の利便性以上のメリットを患者へ提供し、患者から懇意にされるかかりつけ薬局を目指すことが今後益々重要になっていくと考えられます。



かかりつけ薬局に 重要な3つのつながり

この章では、弊社メドレーが考える、立地の利便性以上のメリットを患者へ提供し、かかりつけ薬局に選ばれる薬局になるために重要な3つのつながりを解説します。

1. 患者とのつながり

立地の利便性以上のメリットを提供するためには、薬局が能動的に患者とのつながりを作ることが重要です。処方箋を待つだけでなく、受診勧奨や必要に応じた服薬フォローアップなど、患者へ価値を提供するきっかけを薬局から提案し、かかりつけ薬局として選ばれるための信頼関係を築いていく必要があります。

また、処方箋の事前ネット受付やオンライン服薬指導を活用することで、待ち時間などの患者の負担を削減することも患者に選ばれるための取り組みとして有効です。待ち時間が少ない等、利便性の高い薬局と認知されることで、近隣の地域に住む患者にかかりつけ薬局として選んでもらうきっかけを作ることが出来ます。

2. 地域とのつながり

患者の服薬状況や、生活環境を把握した薬学的管理をもとに、地域の健康情報拠点としての役割を担うことが重要です。改正薬機法で服薬フォローアップが義務化、処方医へのフィードバックが努力義務化されたように、地域包括ケアの担い手として医療機関等の関係機関と連携しつつ薬剤師としての専門性を発揮することが求められています。

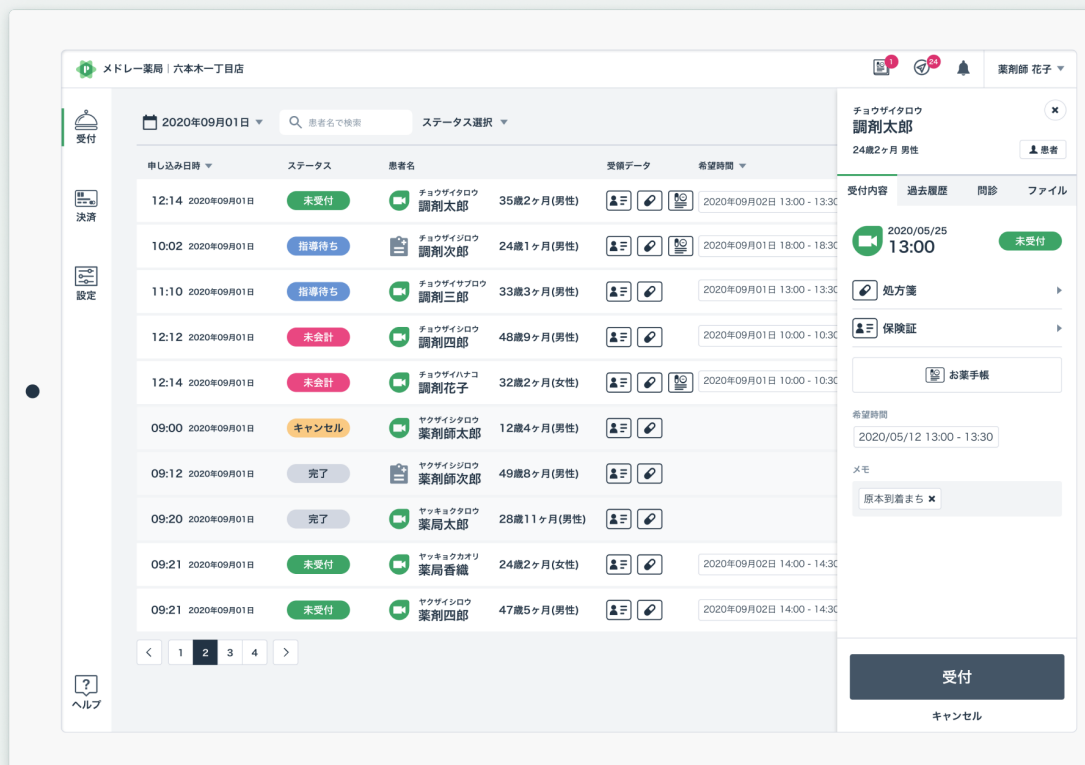
電子お薬手帳を活用した服薬情報の一元管理をはじめ、服薬フォローアップを通じた残薬管理や必要に応じた処方変更、受診勧奨等を行うことで、地域の患者へ安全かつ有効な薬物療法を提供する薬局は今後もますます評価を得ると考えられます。

3. 業務とのつながり

門前薬局からかかりつけ薬局への転換を目指す上では、機能の強化、対人業務の充実、服薬情報の一元的管理など取り組むべき事が多く存在します。また、かかりつけ薬局になると、連携する関係機関が増えたり、薬剤師としての業務が増えたりと、門前薬局と比較して業務が複雑化していくと考えられます。対物業務は無くならない中で業務量の増加と複雑化に対応するためには、業務の効率化と継ぎ目がスムーズなオペレーションの構築が必要であり、業務のつながりを作っていくことが重要です。

例えば、患者へ利便性を感じてもらうためにお薬手帳やウェブ予約システムなどのシステムを導入する際、個々のシステムがつながっていない状態だと、一つ一つで患者情報を入力する必要があるなど業務への負担が大きくなってしまいます。患者の情報が集約されるレセコン・薬歴といった基幹システムを中心に、システムがつながった状態を作ることによって業務への負担が少ない状態で患者へ利便性を提供できる状態を作ることが重要です。

Appendix



患者とつながる かかりつけ薬局 支援システム



サービス紹介

患者とつながる機能

来局時の待ち時間をサポート



店舗チェックイン

事前の申し込みがなく直接来局した患者に、薬剤準備完了のSMSを送ることができます。

患者はQRコードを読み取り、簡単な操作で、待ち時間を有効活用することができ、薬局の混雑緩和にも繋がります。

店舗チェックインについて



処方箋ネット受付

対面での服薬指導を希望される患者の場合も、来局前に処方箋画像をアップロードして事前受付ができます。

スマホで撮影された処方箋データだけではなく、問診の回答や保険証情報、お薬手帳情報も事前に共有されるため、患者の待ち時間短縮にもつながり、効率的な調剤業務を行えます。

来局することなくオンラインで完結



オンライン服薬指導

Pharmsとオンライン診療・服薬指導アプリ「CLINICS」を利用して薬局⇄患者間をビデオチャットでつなぎます。患者は来局することなく、オンラインで服薬指導が行えます。

オンライン服薬指導の流れを知る



キャッシュレス決済

患者がCLINICSアプリに事前登録しているクレジットカードでキャッシュレス決済が可能です。オンライン服薬指導の場合、来局せずに会計までオンラインで完結できます。



オンライン問診

患者がアプリから服薬指導を申し込む際に、オンラインで問診の回答をします。受付時に回答内容を確認することができるため、服薬指導を開始する前に患者の状態を把握することができます。

患者の体調や服薬状況を詳しく知るための機能



お薬手帳

CLINICSアプリで電子お薬手帳を利用している患者のお薬情報が、受付時に確認できます。患者が電子お薬手帳アプリで管理している服薬情報を閲覧することで、重複投与や相互作用を事前に防ぐことが可能になります。

また、e薬Linkに対応している他社電子お薬手帳アプリのお薬情報も閲覧が可能です。

お薬手帳の閲覧について



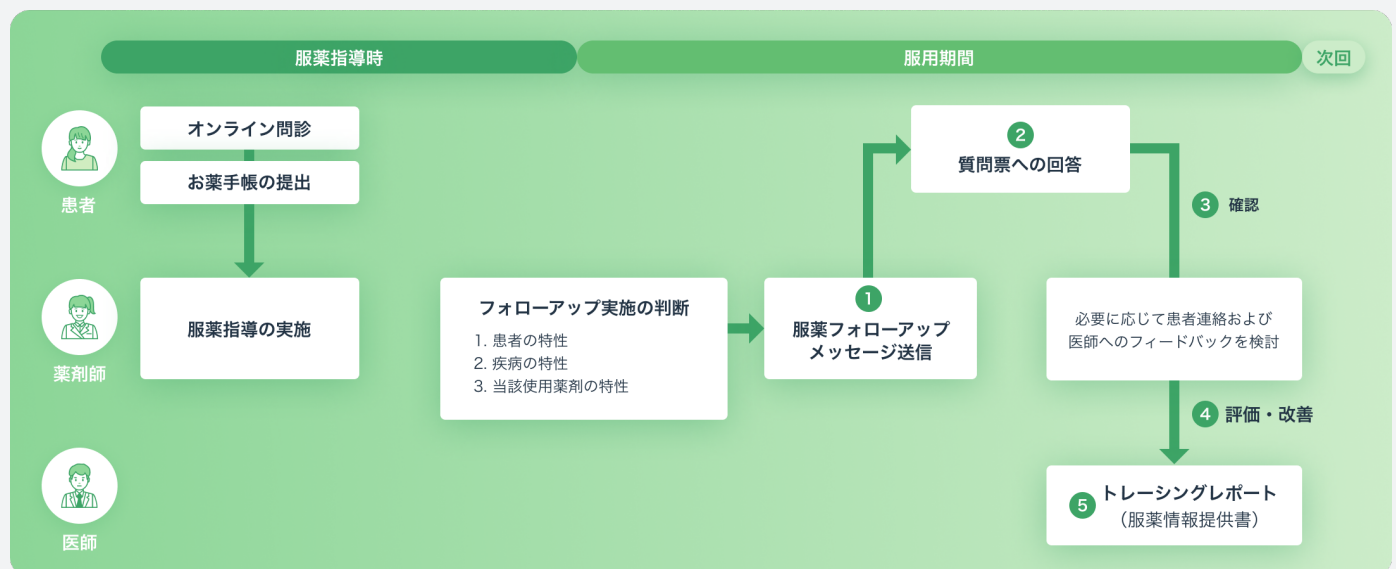
服薬フォローアップ

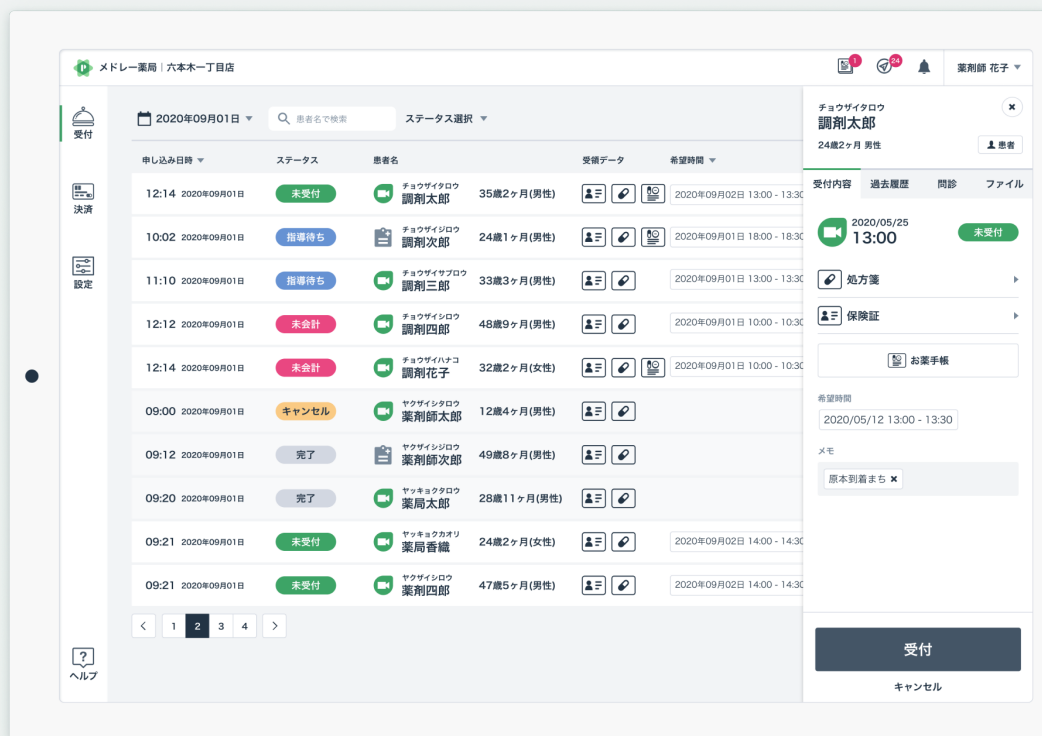
服薬期間中のフォローが必要な患者に対してメッセージと質問票を送ることができます。患者から届いた回答結果から、患者への連絡や医師へのフィードバックに活かすことができ、患者一人ひとりに寄り添ったコミュニケーションをいまままでに円滑に行うことができます。

服薬フォローアップについて



▼Pharmsの服薬フォローアップ機能のフロー





オンライン服薬指導だけじゃない 業務に役立つ機能も充実

CLINICSアプリをお持ちの患者だけではなく。
薬局にお越しいただく、すべての患者との接点で活用いただける
店舗チェックインやお薬手帳連携。受付業務をサポートするための
他社システムとの連携や、店舗ごとの管理や決済情報をまとめて管理できる
本部機能など、業務をサポートする機能が満載です。



価格プラン表を見る



○厚生労働省「患者のための薬局ビジョン 概要」

https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11121000-lyakushokuhinkyoku-Soumuka/gaiyou_1.pdf

○厚生労働省「患者のための薬局ビジョン～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～」

https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11121000-lyakushokuhinkyoku-Soumuka/vision_1.pdf

○厚生労働省「患者のための薬局ビジョン 参考資料」

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11121000-lyakushokuhinkyoku-Soumuka/sankou.pdf>

○厚生労働省保険局医療課「令和2年度診療報酬改定の概要（調剤）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000608537.pdf>

○厚生労働省「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等 の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000665345.pdf>

○厚生労働省「薬局・薬剤師を取り巻く現状及び薬機法改正の施行等に向けた国の取組みについて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000746760.pdf>